

# THE HOGAKU RONSHU

THE LAW REVIEW  
OF  
KANSAI UNIVERSITY

MARCH 2014

VOLUME LXIII

NUMBER 6

## Articles

- Die Erweiterung vom Ausfallhaftungsprinzip im  
Konkursverfahren – Teil 2– ..... *Takashi KURITA* (1)
- Admissibility of Similar Fact Evidence ..... *Masae MATSUSHIRO* (48)
- Reichweite der Drittwirkung (6) ..... *Emi NISHIMURA* (73)
- Legal Rights of Non-smokers ..... *Ken TANAKA* (103)
- Das Prostitutionsgesetz und seine Auswirkungen ..... *Osamu ARAKI* (130)
- A Study in Relation to Handling of Electronic  
Money in Bankruptcy Proceedings ..... *Fumitaka OJIMA* (184)
- Provisions of Human Rights in the Constitution of the  
Kingdom of Cambodia: Some Factors influencing  
in the Making-process of the Constitution and  
the Characteristics of its Provisions ..... *Mitsuhide KIMURA* (197)
- Die Betrachtungen über *De concursu delictorum formali*  
von Friedlich Carl von Savigny (3) ..... *Toru OKA* (1)

## Translations

- Johann Ludwig Casper "Geburt im Sarge–  
Ausgrabung nach zwei und einem drittel Jahren–  
Mord oder Selbstmord?" ..... *Haruhito SADATE* (247)
- Michael Pawlik, Hegels Kritik an der politischen  
Philosophie Jean-Jacques Rousseaus ..... *Hirokazu KAWAGUCHI*  
*Hiroki YAMASHITA* (261)
- Michael Pawlik, Das Unrecht des Bürgers (4) ..... *Hirokazu KAWAGUCHI*  
*Koji ADACHI* (287)

## Materials

- Introduction to the 'Legal Systems of Asia and Africa'  
in SOAS (2011–2012)– Focusing on Professor  
Verner Menski's Lecture ..... *Takeshi TSUNODA* (310)
- 56 Reports on an Execution against the Death Penalty  
(*Shikei-Shikko-Shimatsusho*)  
(from July 1947 to December 1949) ..... *Kenji NAGATA* (480)

THE LAW SOCIETY OF KANSAI UNIVERSITY  
OSAKA, JAPAN

ISSN 0437-648X

關西大學

# 法學論集

第63卷 第6号

平成26年3月

## 論 說

- 開始時現存額主義と配當時現存額主義  
(不足額主義) ..... 栗田 隆 (1)
- 破産手続中における配当財団以外の財産からの  
満足を破産配当においてどのように考慮すべきか——
- 類似事実立証について ..... 松代 剛 枝 (48)
- 最高裁平成24年9月7日判決/  
同平成25年2月20日決定と英米法の論理——
- 憲法の私人間効力の射程(6) ..... 西村 枝 美 (73)
- 「非喫煙者の権利」は、「喫煙の自由」の  
内在的制約を顕在化させたものである ..... 田 中 謙 (103)
- ドイツにおける売春規制 ..... 荒 木 修 (130)
- 土地利用規制を中心に——
- 破産手続における電子マネーの  
取扱いに関する一考察 ..... 尾 島 史 賢 (184)
- カンボジア王国憲法の人権規定 ..... 木 村 光 豪 (197)
- 起草過程に影響を与えた諸要因と規定の特徴——
- サヴィニーの  
*De concursu delictorum formali* について(三) ..... 岡 徹 (1)

## 翻 訳

- ヨハン・ルートヴィヒ・カスベル  
「棺内分屍——二年四ヶ月後の発掘  
——殺人か自殺か？」 ..... 佐 立 治 人 (247)
- ミヒャエル・バヴリック  
「ジャン・ジャック・ルソーの  
政治哲学に対するヘーゲルの批判」 ..... 川 口 浩 一  
山 下 裕 樹 (261)
- ミヒャエル・バヴリック  
「市民の不法」(4) ..... 飯 島 浩 暢  
川 口 浩 一  
安 達 光 治 (287)

## 資 料

- ロンドン大学東洋アフリカ学院ロースクール  
における「アジア・アフリカの法体系」講義  
(2011–2012年)の紹介——ヴェルナー・メンスキー  
教授の講義資料を中心にして ..... 角 田 猛 之 (310)
- 死刑執行始末書56件の紹介 ..... 永 田 憲 史 (480)
- 1947年7月～1949年12月——

關西大學法學會

關西大學  
法學論集

第六十三卷  
第六号

平成二十六年三月

關西大學  
法學會

関西大学法学会役員 (五十音順)

会 長 葛 原 力 三	木 下 智 史 金 玲 (会計)	竹 下 賢 多 治 川 卓 郎	松 元 雅 和 眞 鍋 俊 二 (会計)
評 議 員 荒 木 修 飯 島 暢 池 田 慎 太 郎 石 橋 章 市 朗 市 川 訓 敏 市 原 靖 久 今 西 康 人 上 田 眞 二 (庶務) 浦 東 久 男 占 部 洋 之 大 津 留 智 恵 子 大 仲 土 和 大 沼 邦 博 (庶務) 岡 徹 岡 本 哲 和 尾 島 史 賢 (会計) 亀 田 健 二 柄 谷 利 恵 子 (庶務) 川 口 浩 一 川 口 美 貴 河 村 厚	権 南 希 葛 原 力 三 久 保 安 之 栗 田 和 彦 栗 田 隆 小 泉 良 幸 孝 忠 延 夫 小 西 秀 樹 (編集) 小 松 陽 一 郎 近 藤 剛 史 今 野 正 規 後 藤 元 伸 坂 本 治 也 笹 本 幸 祐 佐 立 治 人 (会計) 佐 藤 や よ ひ 佐 伯 和 也 (編集) 芝 池 義 一 (編集) 下 村 正 明 (庶務) 千 藤 洋 三 高 作 正 博 滝 川 敏 明	辰 巳 直 彦 田 中 謙 (会計) 角 田 猛 之 寺 川 永 (編集) 寺 島 俊 穂 土 倉 莞 爾 (庶務) 中 島 洋 樹 (会計) 中 野 徹 也 永 田 憲 史 西 平 等 西 澤 希 久 男 西 村 枝 美 羽 原 敬 二 早 川 徹 廣 川 嘉 裕 福 島 豪 福 瀧 博 之 藤 原 稔 弘 松 尾 知 子 松 代 剛 枝 松 本 哲 弘 (会計)	水 野 吉 章 村 上 幸 隆 村 田 尚 紀 元 氏 成 保 森 本 哲 郎 (編集) 安 武 真 隆 安 田 信 之 大 和 正 史 (会計) 山 名 京 子 山 名 美 加 山 中 敬 一 山 中 友 理 山 野 博 (庶務) 山 本 慶 介 由 喜 門 眞 治 横 田 直 和 (編集) 吉 田 栄 司 (監査) 吉 田 弘 弘 吉 田 德 夫 若 松 陽 子

前号目次 (第63巻第5号)

論 説	
2013年参議院選挙と現代日本の政治状況に関する一考察……………	土 倉 莞 爾
フランスにおけるグローバル化と民主主義……………	村 田 尚 紀
ドイツにおける裁判権の概念(3)……………	西 村 枝 美
—日本の司法権と基本法92条の裁判権との対比—	
ネットはだれに影響を与えたか……………	岡 本 哲 和
—2011年大阪市長選の分析—	
生活と政治の関係を認識することは政治への関心を高めるか……………	石 橋 章 市 朗
—高校生の政治意識の分析—	
A級戦犯の死刑執行手順書……………	永 田 憲 史
カンボジアにおける代替的紛争解決……………	木 村 光 豪
—仲裁評議会による労働紛争の解決—	
サヴィニーの	
De concursu delictorum formali について(二)……………	岡 徹
ローマ法の訴権競合についての一考察(二)……………	岡 徹
市民的抵抗の哲学……………	寺 島 俊 穂
—久野収の思想から—	
翻 訳	
ミヒャエル・バウリック	飯 島 暢
【市民の不法】(3)……………	川 口 浩 一
	中 村 悠 人
	安 達 光 治
資 料	
中国裁判逸話集(北宋太宗朝篇)……………	佐 立 治 人

関西大学法学会規則

- 第1条 本会は、関西大学法学会と称する。
- 第2条 本会は、法学の研究を促進し、かつ研究の成果を発表することを目的とする。
- 第3条 本会は、次の事業を行う。
- 1 機関誌「関西大学法学論集」及び「関西大学法学会誌」の発行。
  - 2 その他本会の目的を達成するために必要な事項。
- 第4条 本会の事務所は、関西大学法学部に置く。
- 第5条 本会は、次の者をもって会員とする。
- 1 法学部及び大学院法務研究科(以下法科大学院と称す)の教授、准教授、専任講師、助教、特別契約教授。
  - 2 政策創造学部の教授、准教授、専任講師、助教、特別契約教授であって入会した者。
  - 3 法学部学生、大学院法学研究科学生及び法科大学院学生。
  - 4 政策創造学部の学生であって入会した者。
  - 5 法学部、政策創造学部、大学院法学研究科及び法科大学院の卒業生であって入会した者。
  - 6 その他評議員会の承認を得た者。
- 第6条 次の者を本会の名誉会員とする。
- 1 法学部又は法科大学院に在籍した名誉教授。ただし、特別契約教授として在職中の者は除く。
  - 2 特に評議員会の承認を得た者。
- 第7条 本会に次の役員を置く。
- 1 会長 法学部長をもって充てる。
  - 2 評議員 教授、准教授、専任講師、助教及び特別契約教授をもって充てる。
  - 3 編集・庶務・会計各委員 評議員の中から評議員会において委嘱する。その任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 第8条 第5条第1号及び2号の会員は会費年額15,000円を、同条第3号から6号までの会員は会費年額6,000円を納めることを要する。
- 第9条 会員及び名誉会員は、機関誌「関西大学法学論集」及び「関西大学法学会誌」の配布を受ける。
- 第10条 此規則の改正は、評議員会の決議による。
- 付則 この改正規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、従前の第8条の規定により平成21年度以降の会費を予め法学会に払込んでいる者については、なお従前の例による。

2014年3月5日 印刷 関西大学 第63巻  
2014年3月10日 発行 法学論集 第6号

編 集 兼 関 西 大 学 法 学 会  
発 行 人 振 替 00910-4-66882

印 刷 所 (株)富山房インターナショナル  
東 京 都 文 京 区 千 石 2-25-11

発 行 所 関 西 大 学 法 学 会  
大 阪 府 吹 田 市 山 手 町 3 丁 目 3 番 35 号  
関 西 大 学 法 学 部 内